



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第55号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

（薬事衛生課） 2

公布された条例等のあらまし

◇と畜場法施行細則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

- (1) と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整備（様式第8号・様式第9号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「から第4号まで及び第4条の」を「、第2号、第5号及び第6号並びに第4条に規定する」に改め、同条第2項中「第2条第5号の」を「第2条第7号に規定する」に改め、同条第3項中「第2条第6号の」を「第2条第8号に規定する」に改め、同条第4項中「第7号」を「第9号」に改める。

様式第8号中

「

| | | | | | | | |
|---------------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 3 とさつしようとする獣畜 | | | | | | | |
| 畜種 | 品種 | 性別 | 年齢 | 毛色 | 産地 | 生体量 | 備考 |

を

「

| | | | | | | | | |
|---------------|----|----|----|--------|----|----|--------|----|
| 3 とさつしようとする獣畜 | | | | | | | | |
| 牛 | 品種 | 性別 | 月齢 | 出生の年月日 | 特徴 | 産地 | 個体識別番号 | 備考 |
| 牛以外 | 畜種 | 品種 | 性別 | 年齢 | 特徴 | 産地 | 備考 | |

に

」

改める。

様式第9号中

「

| | | | | | | | |
|----------------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 3 検査を受けようとする獣畜 | | | | | | | |
| 畜種 | 品種 | 性別 | 年齢 | 毛色 | 産地 | 生体量 | 備考 |

を

| | | | | | | | | |
|----------------|----|----|----|--------|----|----|--------|----|
| 3 検査を受けようとする獣畜 | | | | | | | | |
| 牛 | 品種 | 性別 | 月齢 | 出生の年月日 | 特徴 | 産地 | 個体識別番号 | 備考 |
| 牛以外 | 畜種 | 品種 | 性別 | 年齢 | 特徴 | 産地 | | 備考 |

に、

| | | | |
|--|---|--|-------------------------------|
| 「 4 と畜場法第13条 第1項第2号又は 第3号の規定によ りとさつした獣畜 」 | を | 「 4 と畜場法第13条 第1項第2号、第 3号又は第4号の 規定によりとさつ した獣畜 」 | に改め、同様式の添付書類中「第14条第2項」を「第15条第 |
|--|---|--|-------------------------------|

2項」に改め、同様式の注中「又は第3号」を「、第3号又は第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。